

おかやまDMATの派遣に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と 日本赤十字社岡山県支部（以下「乙」という。）とは、災害派遣医療チーム（おかやまDMAT（以下「DMAT」という。））の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員が機動性をもって出動し、医療活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、傷病者等の生命を守ることを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、日本DMAT活動要領並びにおかやまDMAT運営要綱及びおかやまDMAT運用計画（以下「活動要領等」という。）に基づき、災害、新型インフルエンザ等感染症等について対応を行う必要が生じた場合は、乙に対し、DMATの派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちにDMATを派遣させるものとする。

3 乙は、乙が単独ではDMATチームを編成できない場合は、派遣可能なDMATの隊員を速やかに甲に報告するとともに、甲の指示に従い当該隊員を派遣させるものとする。

4 乙は、甲の要請を受ける前に、他機関の要請を受けた場合等の緊急やむを得ない場合は、DMATを派遣することができるものとする。

5 乙は、前項の規定によりDMATを派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、乙が派遣したDMATは、甲の要請に基づいて派遣されたものとみなす。

6 乙は、前各項の規定にかかわらず、災害が激甚であり、DMATの隊員若しくはその周辺に危害若しくはそのおそれがある場合又は乙の管理する医療機関に甚大な被害がありDMATの隊員の派遣が困難な場合は、甲に通知して、甲の派遣要請に応じないことができる。

（派遣先）

第3条 乙が派遣するDMATは、岡山県内において医療活動を行うことを原則とする。

2 甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第4条に定める医療活動を行うことができる。

（DMATの活動）

第4条 乙が派遣するDMATが行う業務は、活動要領等に定めるものとする。

（指揮系統等）

第5条 乙が派遣したDMATに対する指揮及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指定する者が行う。

2 DMATが他の都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、要請した（被災）都道府県のDMAT受入に係る体制の中で活動するものとする。

（身分）

第6条 乙が派遣するDMATの隊員は、原則として派遣元である乙の職員として医療活動に従事する。

（協定の実施状況等の報告）

第7条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、おかやまDMAT運営要綱及び広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により報告を行うものとする。

（平時における準備）

第8条 乙は、派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡及び派遣体制の整備に努めるものとする。

2 甲は、DMA Tの隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。（費用負担等）

第9条 甲の要請に基づき乙が派遣したDMA Tが、第4条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

- 一 DMA T派遣に要する経費
 - 二 乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費
 - 三 前2号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費
- 2 （被災した）市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対してDMA Tの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

（災害救助法適用時の費用負担）

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣したDMA Tが災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は同法第18条第2項及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第5条に定めるところにより費用を負担する。

（待機に要する費用）

第11条 DMA Tが待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず、乙の負担とするものとする。

（損害補償）

第12条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣したDMA Tの隊員が、第4条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣したDMA Tの医療活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により損害保険に加入させる。

（定めのない事項等）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（当該協定変更に関する事項）

第14条 この協定の定める事項に変更が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも更新しない旨の書面による申し出がない場合は、有効期間満了の翌日から起算して1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（感染症法に規定する医療措置協定との関係）

第16条 甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3第1項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣としてDMA Tの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年8月16日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡 山 県

岡山県知事 伊原木 隆太



乙 岡山市北区丸の内二丁目7番2-0号

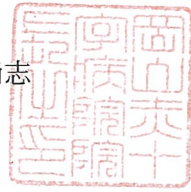
日本赤十字社岡山県支部

支部長 伊原木 隆太



岡山赤十字病院

院 長 辻 尚志



おかやまDMA Tの派遣に関する協定書実施細目

岡山県（以下「甲」という。）と 日本赤十字社岡山県支部（以下「乙」という。）とは、令和6年8月16日に締結したおかやまDMA Tの派遣に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、次の事項について合意する。

（事故報告）

第1条 乙は、協定書第4条に規定する活動に際して、おかやまDMA Tの隊員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、おかやまDMA T事故報告書（第1号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額等）

第2条 協定書第9条第1項第1号に規定する費用弁償の額は、原則として別表に定める額とする。
2 協定書第9条第1項第2号に規定する費用の弁償の内容及び額は、使用した医薬品等に係る購入価格及び修繕等に要した額とする。

（費用弁償等の請求等）

第3条 協定書第9条の規定によるおかやまDMA Tの活動に係る費用の請求等については、甲が別途定める補助金交付要綱の定めによるものとする。

（損害保険の請求等）

第4条 協定書第12条に規定する損害保険については、甲が加入する損害保険契約に定めるところによる。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

令和6年8月16日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太



乙 岡山市北区丸の内二丁目7番20号

日本赤十字社岡山県支部

支部長 伊原木 隆太



岡山赤十字病院

院長 辻 尚志



別表（第2条関係）

区 分	旅 費	輸 送 費
説 明	岡山県職員等の旅費に関する条例 (昭和 27 年岡山県条例第 44 号) に 基づき支給する旅費の相当額	燃料費、有料道路通 行料、駐車場使用料、 タクシー借上料等活 動のために要した輸 送に係る実支出額

(第1号様式)

おかやまDMAT事故報告書

年 月 日

岡山県知事 様

(指定機関の長)

当職から出動したおかやまDMATについて、次のとおり事故が発生したので報告
いたします。

記

チーム名	
隊員の職種・氏名	
事故発生日時	令和 年 月 日 午前 ・ 午後 時 分
事故発生場所	
事故状況	
傷病の状況	
交通事故の場合警察 への届出及び警察の 対応状況	有 ・ 無 管轄署： 対 応：
目撃者の有無	有 ・ 無 住所： 氏名：

おかやまDMA Tの派遣に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と 岡山済生会総合病院（以下「乙」という。）とは、災害派遣医療チーム（おかやまDMA T（以下「DMA T」という。））の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員が機動性をもって出動し、医療活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、傷病者等の生命を守ることを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、日本DMA T活動要領並びにおかやまDMA T運営要綱及びおかやまDMA T運用計画（以下「活動要領等」という。）に基づき、災害、新型インフルエンザ等感染症等について対応を行う必要が生じた場合は、乙に対し、DMA Tの派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちにDMA Tを派遣させるものとする。

3 乙は、乙が単独ではDMA Tチームを編成できない場合は、派遣可能なDMA Tの隊員を速やかに甲に報告するとともに、甲の指示に従い当該隊員を派遣させるものとする。

4 乙は、甲の要請を受ける前に、他機関の要請を受けた場合等の緊急やむを得ない場合は、DMA Tを派遣することができるものとする。

5 乙は、前項の規定によりDMA Tを派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、乙が派遣したDMA Tは、甲の要請に基づいて派遣されたものとみなす。

6 乙は、前各項の規定にかかわらず、災害が激甚であり、DMA Tの隊員若しくはその周辺に危害若しくはそのおそれがある場合又は乙の管理する医療機関に甚大な被害がありDMA Tの隊員の派遣が困難な場合は、甲に通知して、甲の派遣要請に応じないことができる。

（派遣先）

第3条 乙が派遣するDMA Tは、岡山県内において医療活動を行うことを原則とする。

2 甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第4条に定める医療活動を行うことができる。

（DMA Tの活動）

第4条 乙が派遣するDMA Tが行う業務は、活動要領等に定めるものとする。

（指揮系統等）

第5条 乙が派遣したDMA Tに対する指揮及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指定する者が行う。

2 DMA Tが他の都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、要請した（被災）都道府県のDMA T受入れに係る体制の中で活動するものとする。

（身分）

第6条 乙が派遣するDMA Tの隊員は、原則として派遣元である乙の職員として医療活動に従事する。

（協定の実施状況等の報告）

第7条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、おかやまDMA T運営要綱及び広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により報告を行うものとする。

(平時における準備)

第8条 乙は、派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡及び派遣体制の整備に努めるものとする。

2 甲は、DMATの隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

(費用負担等)

第9条 甲の要請に基づき乙が派遣したDMATが、第4条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

一 DMAT派遣に要する経費

二 乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費

三 前2号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

2 (被災した)市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対してDMATの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

(災害救助法適用時の費用負担)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣したDMATが災害救助法(昭和22年法律第118号)第7条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は同法第18条第2項及び災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第5条に定めるところにより費用を負担する。

(待機に要する費用)

第11条 DMATが待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず、乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第12条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣したDMATの隊員が、第4条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣したDMATの医療活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により損害保険に加入させる。

(定めのない事項等)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(当該協定変更に関する事項)

第14条 この協定の定める事項に変更が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも更新しない旨の書面による申し出がない場合は、有効期間満了の翌日から起算して1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

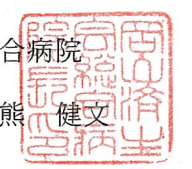
(感染症法に規定する医療措置協定との関係)

第16条 甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第36条の3第1項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣としてDMATの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年8月16日

甲	岡山市北区内山下二丁目4番6号	乙	岡山市北区国体町2番25号
	岡山県		岡山済生会総合病院
	岡山県知事 伊原木 隆太		院長 仁熊 健文



おかやまDMA Tの派遣に関する協定書実施細目

岡山県（以下「甲」という。）と 岡山済生会総合病院（以下「乙」という。）とは、令和6年8月16日に締結したおかやまDMA Tの派遣に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、次の事項について合意する。

（事故報告）

第1条 乙は、協定書第4条に規定する活動に際して、おかやまDMA Tの隊員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、おかやまDMA T事故報告書（第1号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額等）

第2条 協定書第9条第1項第1号に規定する費用弁償の額は、原則として別表に定める額とする。
2 協定書第9条第1項第2号に規定する費用の弁償の内容及び額は、使用した医薬品等に係る購入価格及び修繕等に要した額とする。

（費用弁償等の請求等）

第3条 協定書第9条の規定によるおかやまDMA Tの活動に係る費用の請求等については、甲が別途定める補助金交付要綱の定めによるものとする。

（損害保険の請求等）

第4条 協定書第12条に規定する損害保険については、甲が加入する損害保険契約に定めるところによる。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

令和6年8月16日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太



乙 岡山市北区国体町2番25号

岡山済生会総合病院

院長 仁熊 健文



別表（第2条関係）

区 分	旅 費	輸 送 費
説 明	岡山県職員等の旅費に関する条例 (昭和 27 年岡山県条例第 44 号) に 基づき支給する旅費の相当額	燃料費、有料道路通 行料、駐車場使用料、 タクシー借上料等活 動のために要した輸 送に係る実支出額

(第 1 号様式)

おかやまDMAT事故報告書

年 月 日

岡山県知事 様

(指定機関の長)

当職から出動したおかやまDMATについて、次のとおり事故が発生したので報告
いたします。

記

チーム名	
隊員の職種・氏名	
事故発生日時	令和 年 月 日 午前 ・ 午後 時 分
事故発生場所	
事故状況	
傷病の状況	
交通事故の場合警察 への届出及び警察の 対応状況	有 ・ 無 管轄署： 対 応：
目撃者の有無	有 ・ 無 住所： 氏名：

おかやまDMA Tの派遣に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と 独立行政法人国立病院機構 岡山医療センター（以下「乙」という。）とは、災害派遣医療チーム（おかやまDMA T（以下「DMA T」という。）」の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員が機動性をもって出動し、医療活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、傷病者等の生命を守ることを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、日本DMA T活動要領並びにおかやまDMA T運営要綱及びおかやまDMA T運用計画（以下「活動要領等」という。）に基づき、災害、新型インフルエンザ等感染症等について対応を行う必要が生じた場合は、乙に対し、DMA Tの派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちにDMA Tを派遣させるものとする。

3 乙は、乙が単独ではDMA Tチームを編成できない場合は、派遣可能なDMA Tの隊員を速やかに甲に報告するとともに、甲の指示に従い当該隊員を派遣させるものとする。

4 乙は、甲の要請を受ける前に、他機関の要請を受けた場合等の緊急やむを得ない場合は、DMA Tを派遣することができるものとする。

5 乙は、前項の規定によりDMA Tを派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、乙が派遣したDMA Tは、甲の要請に基づいて派遣されたものとみなす。

6 乙は、前各項の規定にかかわらず、災害が激甚であり、DMA Tの隊員若しくはその周辺に危害若しくはそのおそれがある場合又は乙の管理する医療機関に甚大な被害がありDMA Tの隊員の派遣が困難な場合は、甲に通知して、甲の派遣要請に応じないことができる。

（派遣先）

第3条 乙が派遣するDMA Tは、岡山県内において医療活動を行うことを原則とする。

2 甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第4条に定める医療活動を行うことができる。（DMA Tの活動）

第4条 乙が派遣するDMA Tが行う業務は、活動要領等に定めるものとする。

（指揮系統等）

第5条 乙が派遣したDMA Tに対する指揮及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指定する者が行う。

2 DMA Tが他の都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、要請した（被災）都道府県のDMA T受入れに係る体制の中で活動するものとする。

（身分）

第6条 乙が派遣するDMA Tの隊員は、原則として派遣元である乙の職員として医療活動に従事する。（協定の実施状況等の報告）

第7条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、おかやまDMA T運営要綱及び広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により報告を行うものとする。

(平時における準備)

第8条 乙は、派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡及び派遣体制の整備に努めるものとする。

2 甲は、DMATの隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

(費用負担等)

第9条 甲の要請に基づき乙が派遣したDMATが、第4条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

一 DMAT派遣に要する経費

二 乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費

三 前2号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

2 (被災した)市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対してDMATの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

(災害救助法適用時の費用負担)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣したDMATが災害救助法(昭和22年法律第118号)第7条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は同法第18条第2項及び災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第5条に定めるところにより費用を負担する。

(待機に要する費用)

第11条 DMATが待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず、乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第12条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣したDMATの隊員が、第4条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣したDMATの医療活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により損害保険に加入させる。

(定めのない事項等)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(当該協定変更に関する事項)

第14条 この協定の定める事項に変更が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも更新しない旨の書面による申し出がない場合は、有効期間満了の翌日から起算して1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(感染症法に規定する医療措置協定との関係)

第16条 甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第36条の3第1項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣としてDMATの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年8月16日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

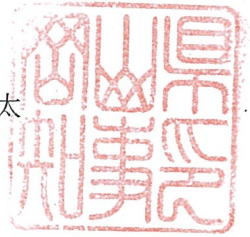
乙 岡山市北区田益1711-1

岡山県

独立行政法人国立病院機構
岡山医療センター

岡山県知事 伊原木 隆太

院長 柴山 卓夫



おかやまDMA Tの派遣に関する協定書実施細目

岡山県（以下「甲」という。）と 独立行政法人国立病院機構 岡山医療センター（以下「乙」という。）とは、令和6年8月16日に締結したおかやまDMA Tの派遣に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、次の事項について合意する。

（事故報告）

第1条 乙は、協定書第4条に規定する活動に際して、おかやまDMA Tの隊員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、おかやまDMA T事故報告書（第1号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額等）

第2条 協定書第9条第1項第1号に規定する費用弁償の額は、原則として別表に定める額とする。
2 協定書第9条第1項第2号に規定する費用の弁償の内容及び額は、使用した医薬品等に係る購入価格及び修繕等に要した額とする。

（費用弁償等の請求等）

第3条 協定書第9条の規定によるおかやまDMA Tの活動に係る費用の請求等については、甲が別途定める補助金交付要綱の定めによるものとする。

（損害保険の請求等）

第4条 協定書第12条に規定する損害保険については、甲が加入する損害保険契約に定めるところによる。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

令和6年8月16日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太



乙 岡山市北区田益1711-1

独立行政法人国立病院機構
岡山医療センター

院長 柴山 卓夫



別表（第2条関係）

区 分	旅 費	輸 送 費
説 明	岡山県職員等の旅費に関する条例 (昭和 27 年岡山県条例第 44 号) に 基づき支給する旅費の相当額	燃料費、有料道路通 行料、駐車場使用料、 タクシー借上料等活 動のために要した輸 送に係る実支出額

(第1号様式)

おかやまDMAT事故報告書

年 月 日

岡山県知事 様

(指定機関の長)

当職から出動したおかやまDMATについて、次のとおり事故が発生したので報告
いたします。

記

チーム名	
隊員の職種・氏名	
事故発生日時	令和 年 月 日 午前 ・ 午後 時 分
事故発生場所	
事故状況	
傷病の状況	
交通事故の場合警察 への届出及び警察の 対応状況	有 ・ 無 管轄署： 対 応：
目撃者の有無	有 ・ 無 住所： 氏名：

おかやまDMATの派遣に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と 岡山大学病院（以下「乙」という。）とは、災害派遣医療チーム（おかやまDMAT（以下「DMAT」という。））の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員が機動性をもって出動し、医療活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、傷病者等の生命を守ることを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、日本DMAT活動要領並びにおかやまDMAT運営要綱及びおかやまDMAT運用計画（以下「活動要領等」という。）に基づき、災害、新型インフルエンザ等感染症等について対応を行う必要が生じた場合は、乙に対し、DMATの派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちにDMATを派遣させるものとする。

3 乙は、乙が単独ではDMATチームを編成できない場合は、派遣可能なDMATの隊員を速やかに甲に報告するとともに、甲の指示に従い当該隊員を派遣させるものとする。

4 乙は、甲の要請を受ける前に、他機関の要請を受けた場合等の緊急やむを得ない場合は、DMATを派遣することができるものとする。

5 乙は、前項の規定によりDMATを派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、乙が派遣したDMATは、甲の要請に基づいて派遣されたものとみなす。

6 乙は、前各項の規定にかかわらず、災害が激甚であり、DMATの隊員若しくはその周辺に危害若しくはそのおそれがある場合又は乙の管理する医療機関に甚大な被害がありDMATの隊員の派遣が困難な場合は、甲に通知して、甲の派遣要請に応じないことができる。

（派遣先）

第3条 乙が派遣するDMATは、岡山県内において医療活動を行うことを原則とする。

2 甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第4条に定める医療活動を行うことができる。

（DMATの活動）

第4条 乙が派遣するDMATが行う業務は、活動要領等に定めるものとする。

（指揮系統等）

第5条 乙が派遣したDMATに対する指揮及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指定する者が行う。

2 DMATが他の都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、要請した（被災）都道府県のDMAT受入れに係る体制の中で活動するものとする。

（身分）

第6条 乙が派遣するDMATの隊員は、原則として派遣元である乙の職員として医療活動に従事する。

（協定の実施状況等の報告）

第7条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、おかやまDMAT運営要綱及び広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により報告を行うものとする。

(平時における準備)

第8条 乙は、派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡及び派遣体制の整備に努めるものとする。

2 甲は、DMATの隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。(費用負担等)

第9条 甲の要請に基づき乙が派遣したDMATが、第4条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

- 一 DMAT派遣に要する経費
 - 二 乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費
 - 三 前2号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費
- 2 (被災した)市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対してDMATの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

(災害救助法適用時の費用負担)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣したDMATが災害救助法(昭和22年法律第118号)第7条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は同法第18条第2項及び災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第5条に定めるところにより費用を負担する。

(待機に要する費用)

第11条 DMATが待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず、乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第12条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣したDMATの隊員が、第4条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣したDMATの医療活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により損害保険に加入させる。

(定めのない事項等)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(当該協定変更に関する事項)

第14条 この協定の定める事項に変更が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも更新しない旨の書面による申し出がない場合は、有効期間満了の翌日から起算して1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(感染症法に規定する医療措置協定との関係)

第16条 甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第36条の3第1項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣としてDMATの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年8月16日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

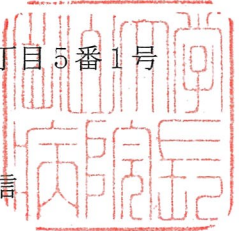
岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太

乙 岡山市北区鹿田町二丁目5番1号

岡山大学病院

院長 前田 嘉信



おかやまDMA Tの派遣に関する協定書実施細目

岡山県（以下「甲」という。）と 岡山大学病院（以下「乙」という。）とは、令和6年8月16日に締結したおかやまDMA Tの派遣に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、次の事項について合意する。

（事故報告）

第1条 乙は、協定書第4条に規定する活動に際して、おかやまDMA Tの隊員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、おかやまDMA T事故報告書（第1号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額等）

第2条 協定書第9条第1項第1号に規定する費用弁償の額は、原則として別表に定める額とする。
2 協定書第9条第1項第2号に規定する費用の弁償の内容及び額は、使用した医薬品等に係る購入価格及び修繕等に要した額とする。

（費用弁償等の請求等）

第3条 協定書第9条の規定によるおかやまDMA Tの活動に係る費用の請求等については、甲が別途定める補助金交付要綱の定めによるものとする。

（損害保険の請求等）

第4条 協定書第12条に規定する損害保険については、甲が加入する損害保険契約に定めるところによる。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

令和6年8月16日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

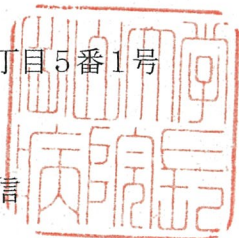
岡山県知事 伊原木 隆太



乙 岡山市北区鹿田町二丁目5番1号

岡山大学病院

院長 前田 嘉信



別表（第2条関係）

区 分	旅 費	輸 送 費
説 明	岡山県職員等の旅費に関する条例(昭和 27 年岡山県条例第 44 号)に基づき支給する旅費の相当額	燃料費、有料道路通行料、駐車場使用料、タクシー借上料等活動のために要した輸送に係る実支出額

(第 1 号様式)

おかやま D M A T 事故報告書

年 月 日

岡山県知事 様

(指定機関の長)

当職から出動したおかやま D M A T について、次のとおり事故が発生したので報告いたします。

記

チーム名	
隊員の職種・氏名	
事故発生日時	令和 年 月 日 午前 ・ 午後 時 分
事故発生場所	
事故状況	
傷病の状況	
交通事故の場合警察への届出及び警察の対応状況	有 ・ 無 管轄署： 対 応：
目撃者の有無	有 ・ 無 住所： 氏名：

おかやまDMA Tの派遣に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と岡山市立市民病院（以下「乙」という。）とは、災害派遣医療チーム（おかやまDMA T（以下「DMA T」という。））の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員が機動性をもって出動し、医療活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、傷病者等の生命を守ることを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、日本DMA T活動要領並びにおかやまDMA T運営要綱及びおかやまDMA T運用計画（以下「活動要領等」という。）に基づき、災害、新型インフルエンザ等感染症等について対応を行う必要が生じた場合は、乙に対し、DMA Tの派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちにDMA Tを派遣させるものとする。

3 乙は、乙が単独ではDMA Tチームを編成できない場合は、派遣可能なDMA Tの隊員を速やかに甲に報告するとともに、甲の指示に従い当該隊員を派遣させるものとする。

4 乙は、甲の要請を受ける前に、他機関の要請を受けた場合等の緊急やむを得ない場合は、DMA Tを派遣することができるものとする。

5 乙は、前項の規定によりDMA Tを派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、乙が派遣したDMA Tは、甲の要請に基づいて派遣されたものとみなす。

6 乙は、前各項の規定にかかわらず、災害が激甚であり、DMA Tの隊員若しくはその周辺に危害若しくはそのおそれがある場合又は乙の管理する医療機関に甚大な被害がありDMA Tの隊員の派遣が困難な場合は、甲に通知して、甲の派遣要請に応じないことができる。

（派遣先）

第3条 乙が派遣するDMA Tは、岡山県内において医療活動を行うことを原則とする。

2 甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第4条に定める医療活動を行うことができる。

（DMA Tの活動）

第4条 乙が派遣するDMA Tが行う業務は、活動要領等に定めるものとする。

（指揮系統等）

第5条 乙が派遣したDMA Tに対する指揮及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指定する者が行う。

2 DMA Tが他の都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、要請した（被災）都道府県のDMA T受入れに係る体制の中で活動するものとする。

（身分）

第6条 乙が派遣するDMA Tの隊員は、原則として派遣元である乙の職員として医療活動に従事する。

（協定の実施状況等の報告）

第7条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、おかやまDMA T運営要綱及び広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により報告を行うものとする。

（平時における準備）

第8条 乙は、派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡及び派遣体制の整備に努めるものとする。

2 甲は、DMATの隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。
（費用負担等）

第9条 甲の要請に基づき乙が派遣したDMATが、第4条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

- 一 DMAT派遣に要する経費
 - 二 乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費
 - 三 前2号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費
- 2 （被災した）市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対してDMATの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

（災害救助法適用時の費用負担）

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣したDMATが災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は同法第18条第2項及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第5条に定めるところにより費用を負担する。

（待機に要する費用）

第11条 DMATが待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず、乙の負担とするものとする。

（損害補償）

第12条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣したDMATの隊員が、第4条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣したDMATの医療活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により損害保険に加入させる。

（定めのない事項等）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（当該協定変更に関する事項）

第14条 この協定の定める事項に変更が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも更新しない旨の書面による申し出がない場合は、有効期間満了の翌日から起算して1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（感染症法に規定する医療措置協定との関係）

第16条 甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3第1項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣としてDMATの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年8月16日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太

乙 岡山市北区北長瀬表町二丁目20番1号

岡山市立市民病院

院長 今城 健一



おかやまDMA Tの派遣に関する協定書実施細目

岡山県（以下「甲」という。）と 岡山市立市民病院（以下「乙」という。）とは、令和6年8月16日に締結したおかやまDMA Tの派遣に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、次の事項について合意する。

（事故報告）

第1条 乙は、協定書第4条に規定する活動に際して、おかやまDMA Tの隊員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、おかやまDMA T事故報告書（第1号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額等）

第2条 協定書第9条第1項第1号に規定する費用弁償の額は、原則として別表に定める額とする。
2 協定書第9条第1項第2号に規定する費用の弁償の内容及び額は、使用した医薬品等に係る購入価格及び修繕等に要した額とする。

（費用弁償等の請求等）

第3条 協定書第9条の規定によるおかやまDMA Tの活動に係る費用の請求等については、甲が別途定める補助金交付要綱の定めによるものとする。

（損害保険の請求等）

第4条 協定書第12条に規定する損害保険については、甲が加入する損害保険契約に定めるところによる。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

令和6年8月16日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太



乙 岡山市北区北長瀬表町三丁目20番1号

岡山市立市民病院

院長 今城 健二



別表（第2条関係）

区 分	旅 費	輸 送 費
説 明	岡山県職員等の旅費に関する条例(昭和 27 年岡山県条例第 44 号)に基づき支給する旅費の相当額	燃料費、有料道路通行料、駐車場使用料、タクシー借上料等活動のために要した輸送に係る実支出額

(第1号様式)

おかやまDMA T 事故報告書

年 月 日

岡山県知事 様

(指定機関の長)

当職から出動したおかやまDMA Tについて、次のとおり事故が発生したので報告いたします。

記

チーム名	
隊員の職種・氏名	
事故発生日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
事故発生場所	
事故状況	
傷病の状況	
交通事故の場合警察への届出及び警察の対応状況	有 ・ 無 管轄署： 対 応：
目撃者の有無	有 ・ 無 住所： 氏名：

おかやまDMATの派遣に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と 川崎医科大学総合医療センター（以下「乙」という。）とは、災害派遣医療チーム（おかやまDMAT（以下「DMAT」という。））の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員が機動性をもって出動し、医療活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、傷病者等の生命を守ることを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、日本DMAT活動要領並びにおかやまDMAT運営要綱及びおかやまDMAT運用計画（以下「活動要領等」という。）に基づき、災害、新型インフルエンザ等感染症等について対応を行う必要が生じた場合は、乙に対し、DMATの派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちにDMATを派遣させるものとする。

3 乙は、乙が単独ではDMATチームを編成できない場合は、派遣可能なDMATの隊員を速やかに甲に報告するとともに、甲の指示に従い当該隊員を派遣させるものとする。

4 乙は、甲の要請を受ける前に、他機関の要請を受けた場合等の緊急やむを得ない場合は、DMATを派遣することができるものとする。

5 乙は、前項の規定によりDMATを派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、乙が派遣したDMATは、甲の要請に基づいて派遣されたものとみなす。

6 乙は、前各項の規定にかかわらず、災害が激甚であり、DMATの隊員若しくはその周辺に危害若しくはそのおそれがある場合又は乙の管理する医療機関に甚大な被害がありDMATの隊員の派遣が困難な場合は、甲に通知して、甲の派遣要請に応じないことができる。

（派遣先）

第3条 乙が派遣するDMATは、岡山県内において医療活動を行うことを原則とする。

2 甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第4条に定める医療活動を行うことができる。

（DMATの活動）

第4条 乙が派遣するDMATが行う業務は、活動要領等に定めるものとする。

（指揮系統等）

第5条 乙が派遣したDMATに対する指揮及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指定する者が行う。

2 DMATが他の都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、要請した（被災）都道府県のDMAT受入れに係る体制の中で活動するものとする。

（身分）

第6条 乙が派遣するDMATの隊員は、原則として派遣元である乙の職員として医療活動に従事する。

（協定の実施状況等の報告）

第7条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、おかやまDMAT運営要綱及び広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により報告を行うものとする。

(平時における準備)

第8条 乙は、派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡及び派遣体制の整備に努めるものとする。

2 甲は、DMATの隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。(費用負担等)

第9条 甲の要請に基づき乙が派遣したDMATが、第4条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

一 DMAT派遣に要する経費

二 乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費

三 前2号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

2 (被災した)市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対してDMATの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

(災害救助法適用時の費用負担)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣したDMATが災害救助法(昭和22年法律第118号)第7条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は同法第18条第2項及び災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第5条に定めるところにより費用を負担する。

(待機に要する費用)

第11条 DMATが待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず、乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第12条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣したDMATの隊員が、第4条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣したDMATの医療活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により損害保険に加入させる。

(定めのない事項等)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(当該協定変更に関する事項)

第14条 この協定の定める事項に変更が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも更新しない旨の書面による申し出がない場合は、有効期間満了の翌日から起算して1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(感染症法に規定する医療措置協定との関係)

第16条 甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第36条の3第1項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣としてDMATの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年8月16日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号	乙 岡山市北区中山下二丁目6番1号
岡山県	川崎医科大学総合医療センター
岡山県知事 伊原木 隆太	病院長 猶本 良夫



おかやまDMA Tの派遣に関する協定書実施細目

岡山県（以下「甲」という。）と川崎医科大学総合医療センター（以下「乙」という。）とは、令和6年8月16日に締結したおかやまDMA Tの派遣に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、次の事項について合意する。

（事故報告）

第1条 乙は、協定書第4条に規定する活動に際して、おかやまDMA Tの隊員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、おかやまDMA T事故報告書（第1号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額等）

第2条 協定書第9条第1項第1号に規定する費用弁償の額は、原則として別表に定める額とする。
2 協定書第9条第1項第2号に規定する費用の弁償の内容及び額は、使用した医薬品等に係る購入価格及び修繕等に要した額とする。

（費用弁償等の請求等）

第3条 協定書第9条の規定によるおかやまDMA Tの活動に係る費用の請求等については、甲が別途定める補助金交付要綱の定めによるものとする。

（損害保険の請求等）

第4条 協定書第12条に規定する損害保険については、甲が加入する損害保険契約に定めるところによる。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

令和6年8月16日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事 伊原 隆太



乙 岡山市北区中山下二丁目6番1号

川崎医科大学総合医療センター

病院長 猶本 良夫



別表（第2条関係）

区 分	旅 費	輸 送 費
説 明	岡山県職員等の旅費に関する条例(昭和 27 年岡山県条例第 44 号)に基づき支給する旅費の相当額	燃料費、有料道路通行料、駐車場使用料、タクシー借上料等活動のために要した輸送に係る実支出額

(第 1 号様式)

おかやまDMA T 事故報告書

年 月 日

岡山県知事 様

(指定機関の長)

当職から出動したおかやまDMA T について、次のとおり事故が発生したので報告いたします。

記

チーム名	
隊員の職種・氏名	
事故発生日時	令和 年 月 日 午前 ・ 午後 時 分
事故発生場所	
事故状況	
傷病の状況	
交通事故の場合警察への届出及び警察の対応状況	有 ・ 無 管轄署： 対 応：
目撃者の有無	有 ・ 無 住所： 氏名：

おかやまDMATの派遣に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と 岡山西大寺病院（以下「乙」という。）とは、災害派遣医療チーム（おかやまDMAT（以下「DMAT」という。））の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員が機動性をもって出動し、医療活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、傷病者等の生命を守ることを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、日本DMAT活動要領並びにおかやまDMAT運営要綱及びおかやまDMAT運用計画（以下「活動要領等」という。）に基づき、災害、新型インフルエンザ等感染症等について対応を行う必要が生じた場合は、乙に対し、DMATの派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちにDMATを派遣させるものとする。

3 乙は、乙が単独ではDMATチームを編成できない場合は、派遣可能なDMATの隊員を速やかに甲に報告するとともに、甲の指示に従い当該隊員を派遣させるものとする。

4 乙は、甲の要請を受ける前に、他機関の要請を受けた場合等の緊急やむを得ない場合は、DMATを派遣することができるものとする。

5 乙は、前項の規定によりDMATを派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、乙が派遣したDMATは、甲の要請に基づいて派遣されたものとみなす。

6 乙は、前各項の規定にかかわらず、災害が激甚であり、DMATの隊員若しくはその周辺に危害若しくはそのおそれがある場合又は乙の管理する医療機関に甚大な被害がありDMATの隊員の派遣が困難な場合は、甲に通知して、甲の派遣要請に応じないことができる。

（派遣先）

第3条 乙が派遣するDMATは、岡山県内において医療活動を行うことを原則とする。

2 甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第4条に定める医療活動を行うことができる。

（DMATの活動）

第4条 乙が派遣するDMATが行う業務は、活動要領等に定めるものとする。

（指揮系統等）

第5条 乙が派遣したDMATに対する指揮及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指定する者が行う。

2 DMATが他の都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、要請した（被災）都道府県のDMAT受入れに係る体制の中で活動するものとする。

（身分）

第6条 乙が派遣するDMATの隊員は、原則として派遣元である乙の職員として医療活動に従事する。

（協定の実施状況等の報告）

第7条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、おかやまDMAT運営要綱及び広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により報告を行うものとする。

(平時における準備)

第8条 乙は、派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡及び派遣体制の整備に努めるものとする。

2 甲は、DMATの隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。
(費用負担等)

第9条 甲の要請に基づき乙が派遣したDMATが、第4条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

- 一 DMAT派遣に要する経費
 - 二 乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費
 - 三 前2号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費
- 2 (被災した)市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対してDMATの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

(災害救助法適用時の費用負担)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣したDMATが災害救助法(昭和22年法律第118号)第7条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は同法第18条第2項及び災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第5条に定めるところにより費用を負担する。

(待機に要する費用)

第11条 DMATが待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず、乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第12条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣したDMATの隊員が、第4条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣したDMATの医療活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により損害保険に加入させる。

(定めのない事項等)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(当該協定変更に関する事項)

第14条 この協定の定める事項に変更が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも更新しない旨の書面による申し出がない場合は、有効期間満了の翌日から起算して1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(感染症法に規定する医療措置協定との関係)

第16条 甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第36条の3第1項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣としてDMATの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年8月16日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太



乙 岡山市東区金岡東一丁目1番70号

社会医療法人盛全会 岡山西大寺病院

理事長 小林 直哉



おかやまDMA Tの派遣に関する協定書実施細目

岡山県（以下「甲」という。）と 岡山西大寺病院（以下「乙」という。）とは、令和6年8月16日に締結したおかやまDMA Tの派遣に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、次の事項について合意する。

（事故報告）

第1条 乙は、協定書第4条に規定する活動に際して、おかやまDMA Tの隊員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、おかやまDMA T事故報告書（第1号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額等）

第2条 協定書第9条第1項第1号に規定する費用弁償の額は、原則として別表に定める額とする。
2 協定書第9条第1項第2号に規定する費用の弁償の内容及び額は、使用した医薬品等に係る購入価格及び修繕等に要した額とする。

（費用弁償等の請求等）

第3条 協定書第9条の規定によるおかやまDMA Tの活動に係る費用の請求等については、甲が別途定める補助金交付要綱の定めによるものとする。

（損害保険の請求等）

第4条 協定書第12条に規定する損害保険については、甲が加入する損害保険契約に定めるところによる。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

令和6年8月16日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太



乙 岡山市東区金岡東一丁目1番70号

社会医療法人盛全会 岡山西大寺病院

理事長 小林 直哉



別表（第2条関係）

区 分	旅 費	輸 送 費
説 明	岡山県職員等の旅費に関する条例(昭和 27 年岡山県条例第 44 号)に基づき支給する旅費の相当額	燃料費、有料道路通行料、駐車場使用料、タクシー借上料等活動のために要した輸送に係る実支出額

(第1号様式)

おかやまDMA T事故報告書

年 月 日

岡山県知事 様

(指定機関の長)

当職から出動したおかやまDMA Tについて、次のとおり事故が発生したので報告いたします。

記

チーム名	
隊員の職種・氏名	
事故発生日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
事故発生場所	
事故状況	
傷病の状況	
交通事故の場合警察への届出及び警察の対応状況	有 ・ 無 管轄署： 対 応：
目撃者の有無	有 ・ 無 住所： 氏名：

おかやまDMA Tの派遣に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と 川崎医科大学附属病院（以下「乙」という。）とは、災害派遣医療チーム（おかやまDMA T（以下「DMA T」という。））の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員が機動性をもって出動し、医療活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、傷病者等の生命を守ることを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、日本DMA T活動要領並びにおかやまDMA T運営要綱及びおかやまDMA T運用計画（以下「活動要領等」という。）に基づき、災害、新型インフルエンザ等感染症等について対応を行う必要が生じた場合は、乙に対し、DMA Tの派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちにDMA Tを派遣させるものとする。

3 乙は、乙が単独ではDMA Tチームを編成できない場合は、派遣可能なDMA Tの隊員を速やかに甲に報告するとともに、甲の指示に従い当該隊員を派遣させるものとする。

4 乙は、甲の要請を受ける前に、他機関の要請を受けた場合等の緊急やむを得ない場合は、DMA Tを派遣することができるものとする。

5 乙は、前項の規定によりDMA Tを派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、乙が派遣したDMA Tは、甲の要請に基づいて派遣されたものとみなす。

6 乙は、前各項の規定にかかわらず、災害が激甚であり、DMA Tの隊員若しくはその周辺に危害若しくはそのおそれがある場合又は乙の管理する医療機関に甚大な被害がありDMA Tの隊員の派遣が困難な場合は、甲に通知して、甲の派遣要請に応じないことができる。

（派遣先）

第3条 乙が派遣するDMA Tは、岡山県内において医療活動を行うことを原則とする。

2 甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第4条に定める医療活動を行うことができる。

（DMA Tの活動）

第4条 乙が派遣するDMA Tが行う業務は、活動要領等に定めるものとする。

（指揮系統等）

第5条 乙が派遣したDMA Tに対する指揮及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指定する者が行う。

2 DMA Tが他の都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、要請した（被災）都道府県のDMA T受入れに係る体制の中で活動するものとする。

（身分）

第6条 乙が派遣するDMA Tの隊員は、原則として派遣元である乙の職員として医療活動に従事する。

（協定の実施状況等の報告）

第7条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、おかやまDMA T運営要綱及び広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により報告を行うものとする。

（平時における準備）

第8条 乙は、派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡及び派遣体制の整備に努めるものとする。

2 甲は、DMATの隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。（費用負担等）

第9条 甲の要請に基づき乙が派遣したDMATが、第4条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

- 一 DMAT派遣に要する経費
 - 二 乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費
 - 三 前2号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費
- 2 （被災した）市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対してDMATの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

（災害救助法適用時の費用負担）

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣したDMATが災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は同法第18条第2項及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第5条に定めるところにより費用を負担する。

（待機に要する費用）

第11条 DMATが待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず、乙の負担とするものとする。

（損害補償）

第12条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣したDMATの隊員が、第4条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣したDMATの医療活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により損害保険に加入させる。

（定めのない事項等）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（当該協定変更に関する事項）

第14条 この協定の定める事項に変更が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも更新しない旨の書面による申し出がない場合は、有効期間満了の翌日から起算して1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（感染症法に規定する医療措置協定との関係）

第16条 甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3第1項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣としてDMATの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年8月16日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太



乙 倉敷市松島577番地

川崎医科大学附属病院

病院長 永井 敦



おかやまDMA Tの派遣に関する協定書実施細目

岡山県（以下「甲」という。）と 川崎医科大学附属病院（以下「乙」という。）とは、令和6年8月16日に締結したおかやまDMA Tの派遣に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、次の事項について合意する。

（事故報告）

第1条 乙は、協定書第4条に規定する活動に際して、おかやまDMA Tの隊員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、おかやまDMA T事故報告書（第1号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額等）

第2条 協定書第9条第1項第1号に規定する費用弁償の額は、原則として別表に定める額とする。
2 協定書第9条第1項第2号に規定する費用の弁償の内容及び額は、使用した医薬品等に係る購入価格及び修繕等に要した額とする。

（費用弁償等の請求等）

第3条 協定書第9条の規定によるおかやまDMA Tの活動に係る費用の請求等については、甲が別途定める補助金交付要綱の定めによるものとする。

（損害保険の請求等）

第4条 協定書第12条に規定する損害保険については、甲が加入する損害保険契約に定めるところによる。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

令和6年8月16日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太



乙 倉敷市松島577番地

川崎医科大学附属病院

病院長 永井 敦



別表（第2条関係）

区 分	旅 費	輸 送 費
説 明	岡山県職員等の旅費に関する条例(昭和 27 年岡山県条例第 44 号)に基づき支給する旅費の相当額	燃料費、有料道路通行料、駐車場使用料、タクシー借上料等活動のために要した輸送に係る実支出額

(第 1 号様式)

おかやま D M A T 事故報告書

年 月 日

岡山県知事 様

(指定機関の長)

当職から出動したおかやま D M A T について、次のとおり事故が発生したので報告いたします。

記

チーム名	
隊員の職種・氏名	
事故発生日時	令和 年 月 日 午前 ・ 午後 時 分
事故発生場所	
事故状況	
傷病の状況	
交通事故の場合警察への届出及び警察の対応状況	有 ・ 無 管轄署： 対 応：
目撃者の有無	有 ・ 無 住所： 氏名：

おかやまDMA Tの派遣に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と 倉敷中央病院（以下「乙」という。）とは、災害派遣医療チーム（おかやまDMA T（以下「DMA T」という。））の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員が機動性をもって出動し、医療活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、傷病者等の生命を守ることを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、日本DMA T活動要領並びにおかやまDMA T運営要綱及びおかやまDMA T運用計画（以下「活動要領等」という。）に基づき、災害、新型インフルエンザ等感染症等について対応を行う必要が生じた場合は、乙に対し、DMA Tの派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちにDMA Tを派遣させるものとする。

3 乙は、乙が単独ではDMA Tチームを編成できない場合は、派遣可能なDMA Tの隊員を速やかに甲に報告するとともに、甲の指示に従い当該隊員を派遣させるものとする。

4 乙は、甲の要請を受ける前に、他機関の要請を受けた場合等の緊急やむを得ない場合は、DMA Tを派遣することができるものとする。

5 乙は、前項の規定によりDMA Tを派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、乙が派遣したDMA Tは、甲の要請に基づいて派遣されたものとみなす。

6 乙は、前各項の規定にかかわらず、災害が激甚であり、DMA Tの隊員若しくはその周辺に危害若しくはそのおそれがある場合又は乙の管理する医療機関に甚大な被害がありDMA Tの隊員の派遣が困難な場合は、甲に通知して、甲の派遣要請に応じないことができる。

（派遣先）

第3条 乙が派遣するDMA Tは、岡山県内において医療活動を行うことを原則とする。

2 甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第4条に定める医療活動を行うことができる。

（DMA Tの活動）

第4条 乙が派遣するDMA Tが行う業務は、活動要領等に定めるものとする。

（指揮系統等）

第5条 乙が派遣したDMA Tに対する指揮及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指定する者が行う。

2 DMA Tが他の都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、要請した（被災）都道府県のDMA T受入れに係る体制の中で活動するものとする。

（身分）

第6条 乙が派遣するDMA Tの隊員は、原則として派遣元である乙の職員として医療活動に従事する。

（協定の実施状況等の報告）

第7条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、おかやまDMA T運営要綱及び広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により報告を行うものとする。

(平時における準備)

第8条 乙は、派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡及び派遣体制の整備に努めるものとする。

2 甲は、DMA Tの隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。
(費用負担等)

第9条 甲の要請に基づき乙が派遣したDMA Tが、第4条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

一 DMA T派遣に要する経費

二 乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費

三 前2号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

2 (被災した)市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対してDMA Tの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。
(災害救助法適用時の費用負担)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣したDMA Tが災害救助法(昭和22年法律第118号)第7条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は同法第18条第2項及び災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第5条に定めるところにより費用を負担する。
(待機に要する費用)

第11条 DMA Tが待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず、乙の負担とするものとする。
(損害補償)

第12条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣したDMA Tの隊員が、第4条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣したDMA Tの医療活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により損害保険に加入させる。
(定めのない事項等)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。
(当該協定変更に関する事項)

第14条 この協定の定める事項に変更が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。
(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも更新しない旨の書面による申し出がない場合は、有効期間満了の翌日から起算して1年間更新されるものとし、以降も同様とする。
(感染症法に規定する医療措置協定との関係)

第16条 甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第36条の3第1項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣としてDMA Tの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年8月16日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太



乙 倉敷市美和一丁目1番1号

倉敷中央病院

院長 寺井 章人



おかやまDMA Tの派遣に関する協定書実施細目

岡山県（以下「甲」という。）と 倉敷中央病院（以下「乙」という。）とは、令和6年8月16日に締結したおかやまDMA Tの派遣に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、次の事項について合意する。

（事故報告）

第1条 乙は、協定書第4条に規定する活動に際して、おかやまDMA Tの隊員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、おかやまDMA T事故報告書（第1号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額等）

第2条 協定書第9条第1項第1号に規定する費用弁償の額は、原則として別表に定める額とする。
2 協定書第9条第1項第2号に規定する費用の弁償の内容及び額は、使用した医薬品等に係る購入価格及び修繕等に要した額とする。

（費用弁償等の請求等）

第3条 協定書第9条の規定によるおかやまDMA Tの活動に係る費用の請求等については、甲が別途定める補助金交付要綱の定めによるものとする。

（損害保険の請求等）

第4条 協定書第12条に規定する損害保険については、甲が加入する損害保険契約に定めるところによる。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

令和6年8月16日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太



乙 倉敷市美和一丁目1番1号

倉敷中央病院

院長 寺井 章人



別表（第2条関係）

区 分	旅 費	輸 送 費
説 明	岡山県職員等の旅費に関する条例(昭和 27 年岡山県条例第 44 号)に基づき支給する旅費の相当額	燃料費、有料道路通行料、駐車場使用料、タクシー借上料等活動のために要した輸送に係る実支出額

(第 1 号様式)

おかやま D M A T 事故報告書

年 月 日

岡山県知事 様

(指定機関の長)

当職から出動したおかやま D M A T について、次のとおり事故が発生したので報告いたします。

記

チーム名	
隊員の職種・氏名	
事故発生日時	令和 年 月 日 午前 ・ 午後 時 分
事故発生場所	
事故状況	
傷病の状況	
交通事故の場合警察への届出及び警察の対応状況	有 ・ 無 管轄署： 対 応：
目撃者の有無	有 ・ 無 住所： 氏名：

おかやまDMA Tの派遣に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と 高梁中央病院（以下「乙」という。）とは、災害派遣医療チーム（おかやまDMA T（以下「DMA T」という。））の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員が機動性をもって出動し、医療活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、傷病者等の生命を守ることを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、日本DMA T活動要領並びにおかやまDMA T運営要綱及びおかやまDMA T運用計画（以下「活動要領等」という。）に基づき、災害、新型インフルエンザ等感染症等について対応を行う必要が生じた場合は、乙に対し、DMA Tの派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちにDMA Tを派遣させるものとする。

3 乙は、乙が単独ではDMA Tチームを編成できない場合は、派遣可能なDMA Tの隊員を速やかに甲に報告するとともに、甲の指示に従い当該隊員を派遣させるものとする。

4 乙は、甲の要請を受ける前に、他機関の要請を受けた場合等の緊急やむを得ない場合は、DMA Tを派遣することができるものとする。

5 乙は、前項の規定によりDMA Tを派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、乙が派遣したDMA Tは、甲の要請に基づいて派遣されたものとみなす。

6 乙は、前各項の規定にかかわらず、災害が激甚であり、DMA Tの隊員若しくはその周辺に危害若しくはそのおそれがある場合又は乙の管理する医療機関に甚大な被害がありDMA Tの隊員の派遣が困難な場合は、甲に通知して、甲の派遣要請に応じないことができる。

（派遣先）

第3条 乙が派遣するDMA Tは、岡山県内において医療活動を行うことを原則とする。

2 甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第4条に定める医療活動を行うことができる。

（DMA Tの活動）

第4条 乙が派遣するDMA Tが行う業務は、活動要領等に定めるものとする。

（指揮系統等）

第5条 乙が派遣したDMA Tに対する指揮及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指定する者が行う。

2 DMA Tが他の都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、要請した（被災）都道府県のDMA T受入れに係る体制の中で活動するものとする。

（身分）

第6条 乙が派遣するDMA Tの隊員は、原則として派遣元である乙の職員として医療活動に従事する。

（協定の実施状況等の報告）

第7条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、おかやまDMA T運営要綱及び広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により報告を行うものとする。

(平時における準備)

第8条 乙は、派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡及び派遣体制の整備に努めるものとする。

2 甲は、DMATの隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。
(費用負担等)

第9条 甲の要請に基づき乙が派遣したDMATが、第4条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

- 一 DMAT派遣に要する経費
 - 二 乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費
 - 三 前2号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費
- 2 (被災した)市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対してDMATの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

(災害救助法適用時の費用負担)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣したDMATが災害救助法(昭和22年法律第118号)第7条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は同法第18条第2項及び災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第5条に定めるところにより費用を負担する。

(待機に要する費用)

第11条 DMATが待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず、乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第12条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣したDMATの隊員が、第4条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣したDMATの医療活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により損害保険に加入させる。

(定めのない事項等)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(当該協定変更に関する事項)

第14条 この協定の定める事項に変更が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも更新しない旨の書面による申し出がない場合は、有効期間満了の翌日から起算して1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(感染症法に規定する医療措置協定との関係)

第16条 甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第36条の3第1項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣としてDMATの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年8月16日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太



乙 高梁市南町53番地

高梁中央病院

院長 戸田 桂介



おかやまDMA Tの派遣に関する協定書実施細目

岡山県（以下「甲」という。）と 高梁中央病院（以下「乙」という。）とは、令和6年8月16日に締結したおかやまDMA Tの派遣に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、次の事項について合意する。

（事故報告）

第1条 乙は、協定書第4条に規定する活動に際して、おかやまDMA Tの隊員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、おかやまDMA T事故報告書（第1号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額等）

第2条 協定書第9条第1項第1号に規定する費用弁償の額は、原則として別表に定める額とする。
2 協定書第9条第1項第2号に規定する費用の弁償の内容及び額は、使用した医薬品等に係る購入価格及び修繕等に要した額とする。

（費用弁償等の請求等）

第3条 協定書第9条の規定によるおかやまDMA Tの活動に係る費用の請求等については、甲が別途定める補助金交付要綱の定めによるものとする。

（損害保険の請求等）

第4条 協定書第12条に規定する損害保険については、甲が加入する損害保険契約に定めるところによる。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

令和6年8月16日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太



乙 高梁市南町53番地

高梁中央病院

院長 戸田 桂介



別表（第2条関係）

区 分	旅 費	輸 送 費
説 明	岡山県職員等の旅費に関する条例(昭和 27 年岡山県条例第 44 号)に基づき支給する旅費の相当額	燃料費、有料道路通行料、駐車場使用料、タクシー借上料等活動のために要した輸送に係る実支出額

(第 1 号様式)

おかやま D M A T 事故報告書

年 月 日

岡山県知事 様

(指定機関の長)

当職から出動したおかやま D M A T について、次のとおり事故が発生したので報告いたします。

記

チーム名	
隊員の職種・氏名	
事故発生日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
事故発生場所	
事故状況	
傷病の状況	
交通事故の場合警察への届出及び警察の対応状況	有 ・ 無 管轄署： 対 応：
目撃者の有無	有 ・ 無 住所： 氏名：

おかやまDMA Tの派遣に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と 総合病院落合病院（以下「乙」という。）とは、災害派遣医療チーム（おかやまDMA T（以下「DMA T」という。））の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員が機動性をもって出動し、医療活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、傷病者等の生命を守ることを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、日本DMA T活動要領並びにおかやまDMA T運営要綱及びおかやまDMA T運用計画（以下「活動要領等」という。）に基づき、災害、新型インフルエンザ等感染症等について対応を行う必要が生じた場合は、乙に対し、DMA Tの派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちにDMA Tを派遣させるものとする。

3 乙は、乙が単独ではDMA Tチームを編成できない場合は、派遣可能なDMA Tの隊員を速やかに甲に報告するとともに、甲の指示に従い当該隊員を派遣させるものとする。

4 乙は、甲の要請を受ける前に、他機関の要請を受けた場合等の緊急やむを得ない場合は、DMA Tを派遣することができるものとする。

5 乙は、前項の規定によりDMA Tを派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、乙が派遣したDMA Tは、甲の要請に基づいて派遣されたものとみなす。

6 乙は、前各項の規定にかかわらず、災害が激甚であり、DMA Tの隊員若しくはその周辺に危害若しくはそのおそれがある場合又は乙の管理する医療機関に甚大な被害がありDMA Tの隊員の派遣が困難な場合は、甲に通知して、甲の派遣要請に応じないことができる。

（派遣先）

第3条 乙が派遣するDMA Tは、岡山県内において医療活動を行うことを原則とする。

2 甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第4条に定める医療活動を行うことができる。

（DMA Tの活動）

第4条 乙が派遣するDMA Tが行う業務は、活動要領等に定めるものとする。

（指揮系統等）

第5条 乙が派遣したDMA Tに対する指揮及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指定する者が行う。

2 DMA Tが他の都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、要請した（被災）都道府県のDMA T受入れに係る体制の中で活動するものとする。

（身分）

第6条 乙が派遣するDMA Tの隊員は、原則として派遣元である乙の職員として医療活動に従事する。

（協定の実施状況等の報告）

第7条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、おかやまDMA T運営要綱及び広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により報告を行うものとする。

(平時における準備)

第8条 乙は、派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡及び派遣体制の整備に努めるものとする。

2 甲は、DMA Tの隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。
(費用負担等)

第9条 甲の要請に基づき乙が派遣したDMA Tが、第4条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

- 一 DMA T派遣に要する経費
 - 二 乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費
 - 三 前2号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費
- 2 (被災した)市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対してDMA Tの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

(災害救助法適用時の費用負担)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣したDMA Tが災害救助法(昭和22年法律第118号)第7条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は同法第18条第2項及び災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第5条に定めるところにより費用を負担する。

(待機に要する費用)

第11条 DMA Tが待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず、乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第12条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣したDMA Tの隊員が、第4条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣したDMA Tの医療活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により損害保険に加入させる。

(定めのない事項等)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(当該協定変更に関する事項)

第14条 この協定の定める事項に変更が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも更新しない旨の書面による申し出がない場合は、有効期間満了の翌日から起算して1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(感染症法に規定する医療措置協定との関係)

第16条 甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第36条の3第1項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣としてDMA Tの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年8月16日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太



乙 真庭市上市瀬341番地

総合病院落合病院

院長 井口 大助



おかやまDMA Tの派遣に関する協定書実施細目

岡山県（以下「甲」という。）と 総合病院落合病院（以下「乙」という。）とは、令和6年8月16日に締結したおかやまDMA Tの派遣に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、次の事項について合意する。

（事故報告）

第1条 乙は、協定書第4条に規定する活動に際して、おかやまDMA Tの隊員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、おかやまDMA T事故報告書（第1号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額等）

第2条 協定書第9条第1項第1号に規定する費用弁償の額は、原則として別表に定める額とする。
2 協定書第9条第1項第2号に規定する費用の弁償の内容及び額は、使用した医薬品等に係る購入価格及び修繕等に要した額とする。

（費用弁償等の請求等）

第3条 協定書第9条の規定によるおかやまDMA Tの活動に係る費用の請求等については、甲が別途定める補助金交付要綱の定めによるものとする。

（損害保険の請求等）

第4条 協定書第12条に規定する損害保険については、甲が加入する損害保険契約に定めるところによる。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

令和6年8月16日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太



乙 真庭市上市瀬341番地

総合病院落合病院

院長 井口 大助



別表（第2条関係）

区 分	旅 費	輸 送 費
説 明	岡山県職員等の旅費に関する条例(昭和 27 年岡山県条例第 44 号)に基づき支給する旅費の相当額	燃料費、有料道路通行料、駐車場使用料、タクシー借上料等活動のために要した輸送に係る実支出額

(第 1 号様式)

おかやまDMA T 事故報告書

年 月 日

岡山県知事 様

(指定機関の長)

当職から出動したおかやまDMA Tについて、次のとおり事故が発生したので報告いたします。

記

チーム名	
隊員の職種・氏名	
事故発生日時	令和 年 月 日 午前 ・ 午後 時 分
事故発生場所	
事故状況	
傷病の状況	
交通事故の場合警察への届出及び警察の対応状況	有 ・ 無 管轄署： 対 応：
目撃者の有無	有 ・ 無 住所： 氏名：

おかやまDMA Tの派遣に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と 津山中央病院（以下「乙」という。）とは、災害派遣医療チーム（おかやまDMA T（以下「DMA T」という。））の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員が機動性をもって出動し、医療活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、傷病者等の生命を守ることを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、日本DMA T活動要領並びにおかやまDMA T運営要綱及びおかやまDMA T運用計画（以下「活動要領等」という。）に基づき、災害、新型インフルエンザ等感染症等について対応を行う必要が生じた場合は、乙に対し、DMA Tの派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちにDMA Tを派遣させるものとする。

3 乙は、乙が単独ではDMA Tチームを編成できない場合は、派遣可能なDMA Tの隊員を速やかに甲に報告するとともに、甲の指示に従い当該隊員を派遣させるものとする。

4 乙は、甲の要請を受ける前に、他機関の要請を受けた場合等の緊急やむを得ない場合は、DMA Tを派遣することができるものとする。

5 乙は、前項の規定によりDMA Tを派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、乙が派遣したDMA Tは、甲の要請に基づいて派遣されたものとみなす。

6 乙は、前各項の規定にかかわらず、災害が激甚であり、DMA Tの隊員若しくはその周辺に危害若しくはそのおそれがある場合又は乙の管理する医療機関に甚大な被害がありDMA Tの隊員の派遣が困難な場合は、甲に通知して、甲の派遣要請に応じないことができる。

（派遣先）

第3条 乙が派遣するDMA Tは、岡山県内において医療活動を行うことを原則とする。

2 甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第4条に定める医療活動を行うことができる。

（DMA Tの活動）

第4条 乙が派遣するDMA Tが行う業務は、活動要領等に定めるものとする。

（指揮系統等）

第5条 乙が派遣したDMA Tに対する指揮及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指定する者が行う。

2 DMA Tが他の都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、要請した（被災）都道府県のDMA T受入れに係る体制の中で活動するものとする。

（身分）

第6条 乙が派遣するDMA Tの隊員は、原則として派遣元である乙の職員として医療活動に従事する。

（協定の実施状況等の報告）

第7条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、おかやまDMA T運営要綱及び広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により報告を行うものとする。

（平時における準備）

第8条 乙は、派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡及び派遣体制の整備に努めるものとする。

2 甲は、DMA Tの隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。（費用負担等）

第9条 甲の要請に基づき乙が派遣したDMA Tが、第4条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

- 一 DMA T派遣に要する経費
 - 二 乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費
 - 三 前2号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費
- 2 （被災した）市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対してDMA Tの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

（災害救助法適用時の費用負担）

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣したDMA Tが災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は同法第18条第2項及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第5条に定めるところにより費用を負担する。

（待機に要する費用）

第11条 DMA Tが待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず、乙の負担とするものとする。

（損害補償）

第12条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣したDMA Tの隊員が、第4条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣したDMA Tの医療活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により損害保険に加入させる。

（定めのない事項等）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（当該協定変更に関する事項）

第14条 この協定の定める事項に変更が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも更新しない旨の書面による申し出がない場合は、有効期間満了の翌日から起算して1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（感染症法に規定する医療措置協定との関係）

第16条 甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3第1項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣としてDMA Tの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年8月16日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太



乙 津山市川崎1756番地

津山中央病院

院長 林 同輔



おかやまDMA Tの派遣に関する協定書実施細目

岡山県（以下「甲」という。）と 津山中央病院（以下「乙」という。）とは、令和6年8月16日に締結したおかやまDMA Tの派遣に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、次の事項について合意する。

（事故報告）

第1条 乙は、協定書第4条に規定する活動に際して、おかやまDMA Tの隊員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、おかやまDMA T事故報告書（第1号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額等）

第2条 協定書第9条第1項第1号に規定する費用弁償の額は、原則として別表に定める額とする。
2 協定書第9条第1項第2号に規定する費用の弁償の内容及び額は、使用した医薬品等に係る購入価格及び修繕等に要した額とする。

（費用弁償等の請求等）

第3条 協定書第9条の規定によるおかやまDMA Tの活動に係る費用の請求等については、甲が別途定める補助金交付要綱の定めによるものとする。

（損害保険の請求等）

第4条 協定書第12条に規定する損害保険については、甲が加入する損害保険契約に定めるところによる。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

令和6年8月16日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太



乙 津山市川崎1756番地

津山中央病院

院長 林 同輔



別表（第2条関係）

区 分	旅 費	輸 送 費
説 明	岡山県職員等の旅費に関する条例(昭和 27 年岡山県条例第 44 号)に基づき支給する旅費の相当額	燃料費、有料道路通行料、駐車場使用料、タクシー借上料等活動のために要した輸送に係る実支出額

(第 1 号様式)

おかやま D M A T 事故報告書

年 月 日

岡山県知事 様

(指定機関の長)

当職から出動したおかやま D M A T について、次のとおり事故が発生したので報告いたします。

記

チーム名	
隊員の職種・氏名	
事故発生日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
事故発生場所	
事故状況	
傷病の状況	
交通事故の場合警察への届出及び警察の対応状況	有 ・ 無 管轄署： 対 応：
目撃者の有無	有 ・ 無 住所： 氏名：